

令和4年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員（専門職）
採用試験
受験案内

- | | |
|-------------|---------|
| ○本庁舎専任宿日直員 | ○公用車運転手 |
| ○就労支援員 | ○公認心理師 |
| ○学校支援員（小学校） | ○学校司書 |
| ○学校主事 | |

令和5年1月13日
米子市

【受付期間】

令和5年1月13日（金） ～ 令和5年2月2日（木）

- ・土曜日および日曜日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、2月2日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和5年2月12日（日） (受付時間) 8:00～8:20	米子市役所本庁舎 4階会議室 (米子市加茂町1丁目1番地) *くわしくは応募者に別途お知らせします。

予算編成や予算の議決の状況等によっては、採用にならない場合があります。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容 ※併願はできません。

募集職種	採用予定人員	職務内容
本庁舎専任宿日直員	1人程度	市役所本庁舎の宿日直業務（庁舎内外の巡視、電話連絡対応、到達文書等の処理、戸籍の届出書の受付等）に従事します。
公用車運転手	1人程度	公用車運転及び車両管理業務に従事します。
就労支援員	1人程度	福祉課に勤務し、就労が可能だと思われる生活保護受給者の方へ、安定就労による生活保護からの早期自立を目指すため、就労意欲の喚起、就労相談、履歴書の書き方及び採用面接に関する指導、ハローワークとの連絡調整等を行います。
公認心理師	1人程度	こども相談課に勤務し、子育てや発達に関する相談業務、保育園等への巡回相談等の業務に従事します。
学校支援員（小学校）	1人程度	先生と一緒に個別の支援が必要な児童に対して、学習指導や生活介助等の業務に従事します。
学校司書	4人程度	米子市立の小学校又は中学校において、図書業務に従事します。
学校主事	5人程度	米子市立の小学校又は中学校において、学校の環境整備その他の業務に従事します。

2 試験日程及び会場

試験日	試験場所
令和5年2月12日（日） （受付時間）8：00～8：20	米子市役所本庁舎 4階会議室 （米子市加茂町1丁目1番地） *くわしくは応募者に別途お知らせします。

3 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
教養試験 （多肢選択式）	100点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

○ 合格者の決定

- ・合格者は、教養試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
- ・教養試験、面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

4 受験資格

試験区分	資格
本庁舎専任宿日直員	平成17年4月1日までに生まれた方
公用車運転手	大型自動車運転免許を有する方
就労支援員	①、②及び③を満たす方 ①普通自動車運転免許を有する方 ②職業相談及び指導の経験を有する方 ③ワード・エクセルの基本操作ができる方
公認心理師	①、②及び③を満たす方 ①普通自動車運転免許を有する方 ②公認心理師の資格を有する方 ③子どもへの心理・発達検査、親面接等の職務経験が1年以上ある方
学校支援員（小学校）	性別、年齢は問いません
学校司書	図書館の司書若しくは司書補となる資格を有する方（令和5年3月31日までに取得見込みを含む）又は学校図書館、図書館等で図書業務に従事した経験がある方
学校主事	普通自動車運転免許を有する方

※普通自動車運転免許はAT限定可とします。

このほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 申し込み受付期間

令和5年1月13日（金） ～ 令和5年2月2日（木）

- ・土曜日および日曜日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、2月2日必着で受け付けます。

6 受験手続

区 分	内 容
提出書類	<p>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 返送用封筒 1通</p> <p>○ 受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。</p> <p>○ 返送用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。</p>
申込先	<p>米子市総務部職員課（本庁舎3階） 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 電話（0859）23-5344</p> <p>[持参により申し込む場合] ○ 米子市総務部職員課へ、直接ご持参ください。</p> <p>[郵送で申し込む場合] ○ 封筒の表に赤字で「採用試験(職種名)受験申込」と書いてください。</p>
受験票の交付	<p>受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送します。</p> <p>○2月9日までに到着しないときは、米子市総務部職員課にお問い合わせください。</p>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。

7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	2月下旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

(注) 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

8 採用予定日

令和5年4月1日

9 勤務条件等

【本庁舎専任宿日直員】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 宿直勤務 1回あたり 10,800円 宿日直勤務 1回あたり 17,000円です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	平日 宿直勤務 17時00分から翌日8時30分まで 休日 宿日直勤務 8時30分から翌日8時30分まで ・ 輪番制による2人体制で、1ヶ月に10回程度の勤務となります。 ・ 宿日直業務は、労働基準法第41条に定める断続的労働に該当します。

【公用車運転手】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額113,109円（高卒以下） 月額119,922円（短大卒） 月額128,438円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・ 1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。

【就労支援員】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額113,109円（高卒以下） 月額119,922円（短大卒） 月額128,438円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・ 1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。

【公認心理師】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、月額141,058円です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・ 1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。

【学校支援員（小学校）】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額94,258円（高卒以下） 月額99,935円（短大卒） 月額107,032円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり25時間です。 ・1日の勤務時間は7時間45分を限度として割り振られます。原則、月曜日から金曜日の勤務で、勤務時間の割振りは学校長が行ないます。

【学校司書】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額105,569円（高卒以下） 月額111,927円（短大卒） 月額119,876円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり28時間です。 ・1日の勤務時間は7時間45分を限度として割り振られます。原則、月曜日から金曜日の勤務で、勤務時間の割振りは学校長が行ないます。

【学校主事】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額113,109円（高卒以下） 月額119,922円（短大卒） 月額128,438円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・1日の勤務時間は7時間45分を限度として割り振られます。原則、月曜日から金曜日の勤務で、勤務時間の割振りは学校長が行ないます。

○共通事項

区 分	内 容
任用期間	任用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く。） ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険（鳥取県市町村職員共済組合）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○ いずれの職種も、採用時までに給与改定・制度改正があった場合は、それによります。